

北海道TPP問題連絡会議 設置要領

1 趣 旨

TPP協定に関し本道の産業活動や道民生活への影響及び懸念される事項について、関係機関・団体に情報を共有化し、緊密な連携を図りながら対応するため「北海道TPP問題連絡会議」(以下「連絡会議」)を設置する。

2 構 成

連絡会議は、別表の関係機関・団体の事務局長等で構成する。

3 所管事項

連絡会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) TPP協定交渉の内容等に関する情報共有
- (2) 関係団体による協議に基づく国等への要請に関する事
- (3) その他必要な事項

4 運 営

- (1) 連絡会議の事務局は、北海道総合政策部政策局に置く。
- (2) 連絡会議の招集は、道が行う。

附 則 この要領は平成24年1月18日より施行する。
この要領は平成24年5月18日より施行する。

(別表) 構成団体

北海道	北海道農業共済組合連合会
北海道市長会	北海道土地改良事業団体連合会
北海道町村会	北海道農業公社
北海道経済連合会	北海道漁業協同組合連合会
北海道商工会議所連合会	北海道森林組合連合会
北海道商工会連合会	北海道医師会
北海道消費者協会	北海道歯科医師会
北海道生活協同組合連合会	北海道薬剤師会
北海道農業協同組合中央会	北海道建設業協会
北海道農民連盟	北海道測量設計業協会
北海道農業会議	連合北海道